

部長及び参事官
殿
所 属 長

総務発第74号
平成28年3月10日
30年保存(口訓)
本 部 長

高知県警察報道連絡実施要領の制定について(通達甲)

県警察における報道機関に対する発表の実施に関しては、「高知県警察報道連絡実施要領の制定について(例規)」(昭和53年12月15日高秘書発第127号)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「高知県警察報道連絡実施要領」を定め、平成28年3月22日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

高知県警察報道連絡実施要領

第1 趣旨

この要領は、高知県警察における報道機関への発表の適正及び広報連絡の円滑を期するとともに、広報活動の積極的推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 報道関係者に対する心構え

- 1 警察職員は、報道機関の公共性とその使命を十分認識し、報道関係者の対応に当たっては、相互の信頼と協力を図るよう努めなければならない。
- 2 発表又は取材活動に応ずる場合は、事案をよく確認し、自己の主観的判断や推測等による発言はしないこと。

第3 報道機関への発表等

- 1 報道機関への発表責任者は、次のとおりとする。
 - (1) 重要特異と認められる事項の発表は、本部長又は本部長の指定した者とする。
 - (2) 捜査（警備）本部開設の事件・事故及び重要な警備実施等についての発表は、捜査（警備）本部長又は捜査（警備）本部長の指定した者とする。
 - (3) 通常の事件・事故及び日常の警察活動その他の一般広報に係るものの発表は、県本部にあっては当該主管部長、参事官又は課（隊）長とし、署にあっては署長とする。ただし、複数の署に関連する事件等で、調整を必要とするものについては、主管部長、参事官又は県本部の所属長とする。
- 2 報道機関への発表は、発表責任者の決裁を得た上で、原則として、事件関係にあっては別記第1号様式の報道メモ（事件関係）、交通事故関係にあっては別記第2号様式の報道メモ（交通事故関係）、行事関係にあっては別記第3号様式の報道メモ（行事関係）により行うものとする。
- 3 報道機関からの取材等への対応者は、次のとおりとする。
 - (1) 重要特異と認められる事項、捜査（警備）本部開設の事件・事故及び重要な警備実施等は、本部長若しくは捜査（警備）本部長又はこれらの指定した者とする。
 - (2) 通常の事件・事故及び日常の警察活動その他の一般広報に係るものは、広報担当責任者又は発表責任者が指定した者とする。ただし、勤務時間以外の時間においては、当直責任者においても取材に応じることが出来るものとする。

第4 記者会見

県本部における記者会見は、次に定めるところにより行うものとし、その

結果を別記第4号様式の広報簿に記録するものとする。

1 定例記者会見

本部長が毎月1回以上行うものとし、本部長、各部長、総務課長及び広報官が出席するものとする。

2 臨時記者会見

必要により臨時に行うものとし、出席する者については、本部長がその都度指名するものとする。

第5 広報官及び広報担当責任者の任務

1 広報官

広報官は、報道事務の総括責任者として次に掲げる事務を処理する。

- (1) 本部長、部長、参事官、課長等が行う記者会見及び発表の補佐
- (2) 報道機関に対する連絡及び報道に関する諸問題の調査、調整等
- (3) 広報資料の収集管理及び提供
- (4) 報道に関する紛議の予防及び処理
- (5) 報道発表に関する事務

2 広報担当責任者

広報担当責任者は、所属における報道事務を処理する。

第6 広報素材の報告、第一報連絡等

広報素材の報告、第一報連絡及び報道メモの取扱いは、次に定めるところにより行うものとする。

1 広報素材の報告

各所属において広報素材を発表しようとするときは、勤務時間内にあつてはあらかじめその旨を広報官（広報官の不在等の場合は、広報担当課長補佐又は係長。以下「広報官等」という。）に、勤務時間外にあつては県本部の当直責任者に連絡すること。

2 勤務時間外における第一報連絡

県本部の当直責任者は、重要特異な事件・事故等社会の関心を集める社会的反響の大きい事案の発生を知ったときは、直ちに関係部課長及び広報官等に連絡し、報道連絡の要否を確認の上、必要のある場合は、各社に第一報連絡を行うこと。

3 報道メモの取扱い

- (1) 発表した報道メモについては、発表所属において1年間保管すること。
- (2) 県本部の当直責任者は、当直中に取り扱った報道メモを勤務終了時に広報官に提出すること。ただし、休日の場合は、次の当直責任者に引き継ぐものとする。

第7 重大事件等発生時の報道対策

重大事件、突発重大事故その他社会の関心を集める重要特異な事件等又は大規模災害（以下「重大事件等」という。）が発生した場合の報道対策は、次に定めるところにより行うものとする。

1 広報班の編成

重大事件等の発生により、多数の報道関係者が集中的に取材活動に当たる事態が生じると認められる場合は、必要に応じて県本部、発生地を管轄する署（以下「管轄署」という。）又は発生現場等に広報班を編成して、円滑な報道対策を図るものとする。

2 広報班の任務

- (1) 報道機関との連絡等の窓口事務
- (2) 報道機関に対する発表の補佐及び記録
- (3) 関係機関又は関係者に対する連絡及び広報活動
- (4) 広報資料の収集、整理及び保管
- (5) 共同記者会見場及び記者待機所の設営管理
- (6) その他の特命事項の処理

3 本部広報班の派遣

- (1) 所属長は、本部長に対し、本部広報班の派遣を要請することができる。
- (2) 本部長は、(1)の要請による本部広報班の派遣を必要と認めるとき又は重大事件等の発生に際し必要があると認めるときは、管轄署、発生現場等に本部広報班を派遣するものとする。

4 派遣広報班の活動

3(2)により派遣された本部広報班は、派遣先の捜査（警備）本部長又は所属長の指揮を受け、2に定める任務に当たるものとする。

別記

第1号様式(第3、第6関係)

報道メモ(事件関係)

年 月 日

所 属 名

件 名		
発 表	発生日時	
	発生場所	
	被害者	
	被疑者	
	逮捕日時等	
内 容	事 案 の 概 要 等	

第2号様式(第3、第6関係)

報道メモ(交通事故関係)

年 月 日
所 属 名

交通事故の発生について

- 1 発生日時 年 月 日()午前・後 時 分ごろ
 2 発生場所 市(郡) 町(村) 先路上(道 号線)
 3 事故の態様 と が 衝突・追突・接触
 が に 転倒・転落・轢過
 4 関係者

	(甲)	(乙)
住 所		
職 業	男・女	男・女
ふりがな		
氏 名	さん	さん
年 齢	年 月生 歳	年 月生 歳
傷 病 程 度	死亡・重体・重傷 軽傷・怪我なし	死亡・重体・重傷 軽傷・怪我なし
事 故 時 状 態	を 運転・歩行中 に 同乗・その他	を 運転・歩行中 に 同乗・その他
	(丙)	(丁)
住 所		
職 業	男・女	男・女
ふりがな		
氏 名	さん	さん
年 齢	年 月生 歳	年 月生 歳
傷 病 程 度	死亡・重体・重傷 軽傷・怪我なし	死亡・重体・重傷 軽傷・怪我なし
事 故 時 状 態	を 運転・歩行中 に 同乗・その他	を 運転・歩行中 に 同乗・その他

5 事案の概要

6 事故原因

第3号様式(第3、第6関係)

報道メモ(行事関係)

年 月 日

所 属 名

行 事 名	
開 催 日 時	
開 催 場 所	
出 席 者	
目 的	
行 事 内 容	

第4号様式(第4関係)

広 報 簿

部 長	参 事 官	課 長	次 長 等	記 録 者 年 月 日()
種 別	定例 臨時()			
発 表 者	本部長 部長 課長 その他()			
出 席 者				
時 間	午 時 分 ~ 午 時 分			
場 所				
件 名				
内 容				
出 席 記 者				
そ の 他				